

## 平成 27 年度消防団関係財政措置の充実確保などについて(要望)

日本消防協会

昨年成立の「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」は、東日本大震災の教訓をいかしながら、今後さまざまな災害発生を想定しておかなければならぬ状況の下で、これから我が国消防体制のあり方を展望しつつ、消防団をこれに代わるものない重要な存在として明確に位置づけるとともに、「消防団の抜本的な強化を図るため」、「国及び地方公共団体は」「必要な措置を講ずるもの」とされた（同法第8条）。

消防団関係者は、この新法の趣旨に沿って、広島土砂災害などが相次ぐなかで、地域の安全確保のため最善の努力をしなければならないと考えているが、国におかれでは、予算編成等の面では平成27年度が新法成立後の実質初年度であることを踏まえ、減少をつづける消防団員の確保や東日本大震災においてその不備が明らかとなった装備全般について、新しい国の基準に適合する改善充実をできる限り計画的かつすみやかに進めることとするなど、消防団の抜本的な強化を推進するため、概算要求予算の満額確保を図るとともに、今後、地方交付税など地方財政対策においても十分な措置を講じて頂くよう要望する。

また、広島市の土砂災害など局地的な集中豪雨による災害がしばしば発生し、各地の消防団等は懸命の活動をしているが、このような災害に対処する国、地方公共団体、地域等の総合的な対策をできる限り速やかに推進することとして頂きたい。